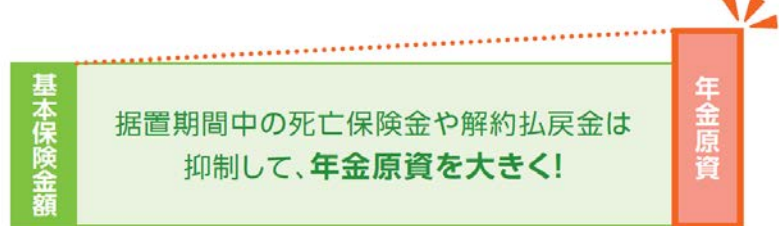


Point 1 基本保険金額以上の年金原資額がご契約時に確定します

- 死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）と同額になります。



Point 2 基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえられます

- 据置期間中に、つぎの状態となった場合、介護認知症保障額（*）が受け取れます。



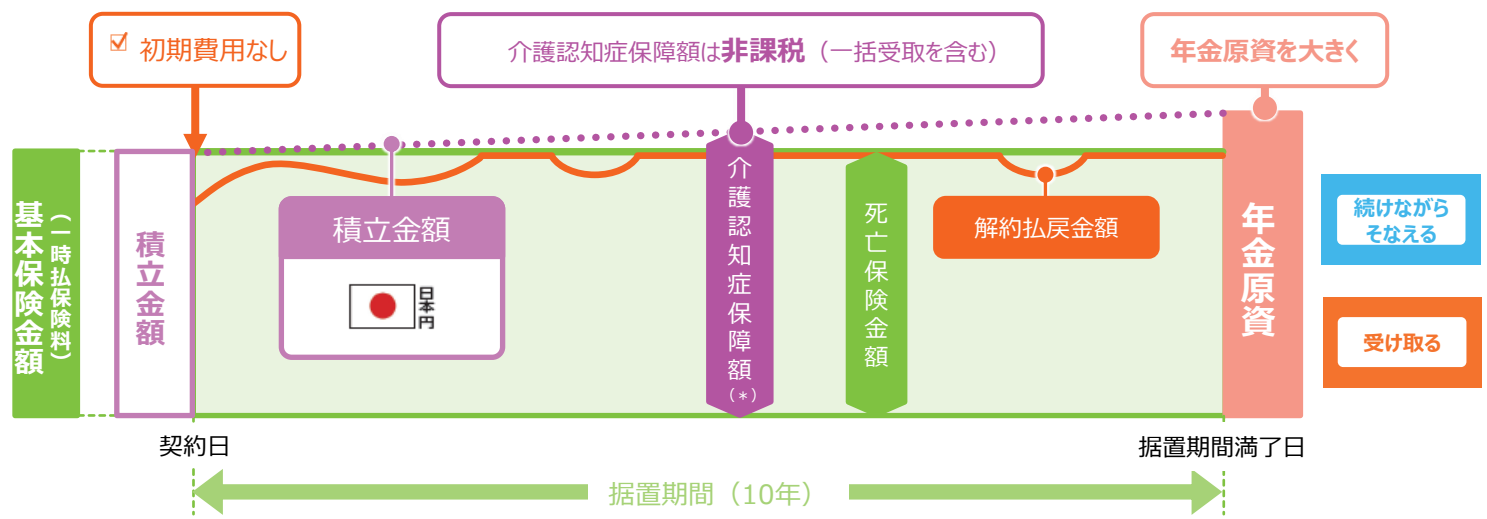
(*）介護認知症保障額は、介護認知症年金（終身年金）でのお受取に代えて、一時金でお受け取りいただけます。

Point 3 据置期間は10年です

- 据置期間はシンプルに「10年」のみ。まようことなく設定いただけます。



しくみ図<イメージ> しくみ図<イメージ>は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



(*）一時払保険料に積立利率を用いて計算された金額となります。

※税制については、2022年12月現在の内容について記載しており、今後変更される可能性があります。個別の税務など詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

主な取扱規程

据置期間	10年
被保険者の契約年齢	40～85歳
基本保険金額	100万円以上、7億円以下（1,000円単位）
運用通貨	日本円
年金の種類	確定年金（年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年）、年金原資確保型終身年金
付加できる主な特約	終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約

この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利の変動等により、損失が生じる可能性があります。

商品の概要

主な保障内容	お支払事由	お支払金額		
介護認知症年金	被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要支援1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき	介護認知症年金支払開始日における積立金額を介護認知症年金原資として計算した介護認知症年金額 ^(*)		
死亡保険金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の基本保険金額と同額		
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額を年金原資として計算した年金額 ^(*)		
据置期間	10年	解約払戻金	あり	配当金 なし

(*) 介護認知症年金額または年金額は、ご契約時に定まっておられません。将来お受取になる介護認知症年金額または年金額は介護認知症年金原資または年金原資および介護認知症年金支払開始日または年金支払開始日における基礎率など（予定利率・予定死亡率など）に基づき計算されます。

⚠️ この保険には金利変動リスクがあります。

- 「みんなにやさしい年金保険（介護認知症保障プラン）」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、介護認知症年金原資額、年金原資額について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料（年金支払開始日変更後は基本保険金額）を上回ることはありません。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

積立利率とは

- 積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいいます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

お客さまにご負担いただく諸費用

- 「みんなにやさしい年金保険（介護認知症保障プラン）」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																								
据置期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に 必要な費用」、「死亡保険金に 関する費用」、「介護認知症の 保障に必要な費用」を控除した うえで定めています。したがっ て、据置期間中に新たにご負 担いただく費用はありません。																								
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合 に必要な費用	据置期間中に解約または減額 される際には、経過年数に応じ てつぎの解約控除率（下表）が かかります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上2年未満</th> <th>2年以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> <th>4年以上5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上6年未満</th> <th>6年以上7年未満</th> <th>7年以上8年未満</th> <th>8年以上9年未満</th> <th>9年以上10年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table> ※年金支払開始日を変更（据置期間を延長）した場合は、変更基準日からの据置期間中に解約・減額される際、経過年数に応じた解約控除率がかかります。解約控除率は変更基準日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておられません。	経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	解約控除率	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満																					
解約控除率	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%																					
経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満																					
解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%																					
介護認知症年金支払開始日以後、 年金支払開始日以後（年金支払移行 特約（I型）、新遺族年金支払特約、 介護認知症年金支払移行特約により 年金をお受取になる場合を含みます）	年金の支払 管理等に必要な 費用	年金額に対して1.0%の範囲内 で定める率 ^(*) (*) 年金の支払管理等に必要な費用は、介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておられません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。																								

みんなにやさしい年金保険

無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型)
無配当外国為替連動型個人年金保険(通貨選択・II型)

当商品は現在販売を停止しております。
販売期間：2023年4月1日～2023年10月31日

ターゲットプラン
2024年10月版
商品概要確認資料
T&Dフィナンシャル生命

Point 1 ご契約日の翌営業日から目標値到達の判定を開始します

● 一時払保険料の全額を運用

- ☑ 初期費用なし
- ☑ 為替手数料なし

● 105%からの目標値設定が可能

基本保険金額
105%

基本保険金額
110%

基本保険金額
120%

※目標値を設定しないお取扱いも可能です。
※目標値到達前であれば何度でも目標値の変更が可能です。

Point 2 ふえたら円で確保します

● 年金支払開始日の3か月前まで目標値到達を判定

目標値に到達



5営業日以内に
郵送でお知らせ

目標値に到達したら自動的に円で運用成果を確保
国内金利を活用した終身年金に移行します

Point 3 死亡保険金額は基本保険金額を円で100%最低保証します

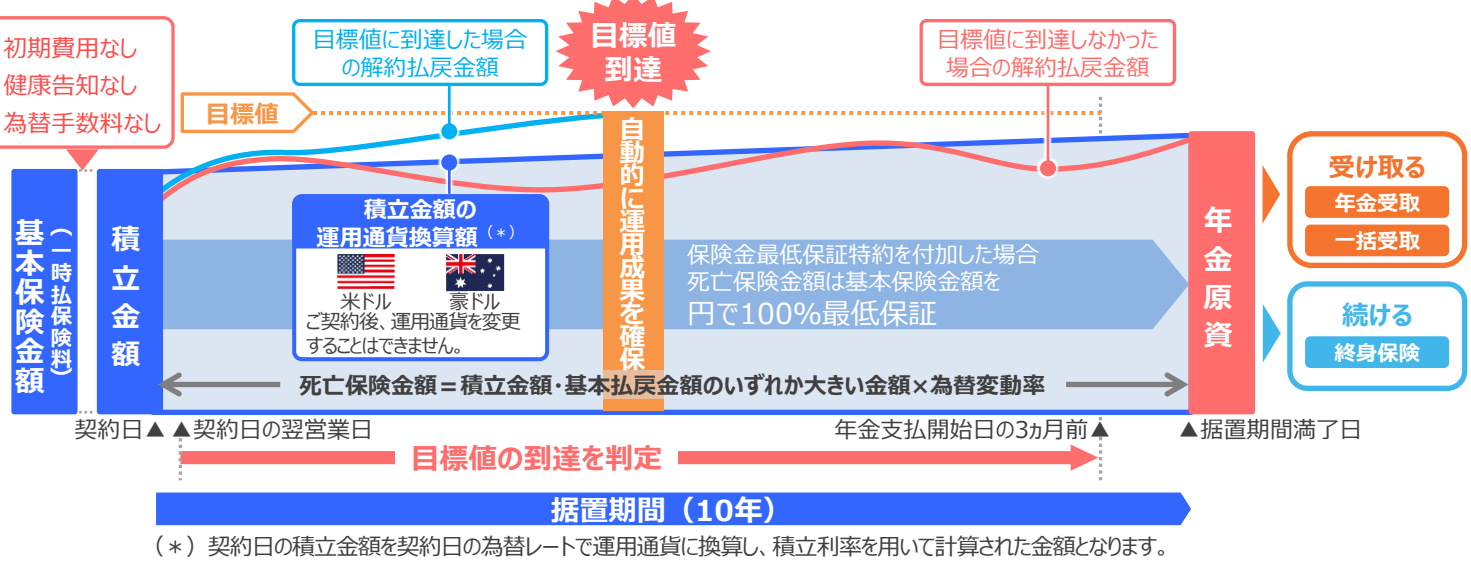
保険金最低保証特約

● ご契約時にこの特約を付加することで、据置期間中の死亡保険金額は基本保険金額を円で100%最低保証します

しくみ図<イメージ>
(目標値を設定した場合)

しくみ図<イメージ>は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

- ☑ 初期費用なし
- ☑ 健康告知なし
- ☑ 為替手数料なし



主な取扱規程

据置期間	10年
被保険者の契約年齢	40～85歳
保険金最低保証特約を付加した場合	40～75歳
基本保険金額	50万円以上、7億円以下 (1,000円単位)
運用通貨	米ドル・豪ドル
年金の種類	確定年金 (年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年)、年金原資確保型終身年金
付加できる主な特約	目標値到達時終身保険移行特約、保険金最低保証特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、終身保険移行特約、年金支払移行特約 (I型)、外貨支払特約、新遺族年金支払特約、保険料外貨入金特約

⚠ この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レート、解約時の市場金利の変動等により、損失が生じる可能性があります。

商品の概要

主な保障内容	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の積立金額、基本払戻金額のいずれか大きい金額に為替変動率を乗じた金額
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額に為替変動率を乗じた金額を年金原資として計算した年金額 ^(*)
据置期間	10年	解約払戻金 あり 配当金 なし

(*) 年金額は、ご契約時に定まっておりません。将来お受取になる年金額は年金原資および年金支払開始日における基礎率など（予定利率・予定死亡率など）に基づき計算されます。

⚠️ この保険には為替変動リスク、金利変動リスクがあります。

- 「みんなにやさしい年金保険（ターゲットプラン）」は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額に反映させる仕組みの個人年金保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額や年金原資額は、対象となる為替レートの変動により、解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、外貨支払特約を付加した場合の「外貨で受け取った死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額を円貨に換算した金額」は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

積立利率とは

- 積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいいます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

為替変動率とは

- 「みんなにやさしい年金保険（ターゲットプラン）」は、死亡保険金額、解約払戻金額、年金額を計算する際には為替変動率を反映します。

$$\text{為替変動率 (\%)} = \frac{\text{連動日}^{(*)1} \text{の対象となる為替レート}}{\text{契約日}^{(*)2} \text{の対象となる為替レート}} \times 100$$

(*)1 連動日とは、計算する金額によりつぎの日をいいます。

- 死亡保険金額・・・被保険者が死亡された日
- 解約払戻金額・・・解約・減額日
- 年金額・・・年金支払開始日の前日

(*)2 終身保険移行後は、「終身保険移行日の前日」となります。

※対象となる為替レートは、T & Dフィナンシャル生命所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値（TTM）を用います。

お客さまにご負担いただく諸費用

- 「みんなにやさしい年金保険（ターゲットプラン）」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																								
据置期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に 必要な費用」、「死亡保険金に 関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した 場合の費用」を控除したうえで定めています。したがって、据置期間中に新たに ご負担いただく費用はありません。																								
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合 に必要な費用	据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table><thead><tr><th>経過年数</th><th>1年未満</th><th>1年以上2年未満</th><th>2年以上3年未満</th><th>3年以上4年未満</th><th>4年以上5年未満</th></tr></thead><tbody><tr><td>解約控除率</td><td>5.0%</td><td>4.5%</td><td>4.0%</td><td>3.5%</td><td>3.0%</td></tr><tr><th>経過年数</th><th>5年以上6年未満</th><th>6年以上7年未満</th><th>7年以上8年未満</th><th>8年以上9年未満</th><th>9年以上10年未満</th></tr><tr><td>解約控除率</td><td>2.5%</td><td>2.0%</td><td>1.5%</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr></tbody></table>	経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	解約控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満																					
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%																					
経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満																					
解約控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%																					
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱 に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。																								
年金支払開始日以後 (年金支払移行特約（I型）、 新遺族年金支払特約、介護認知症 年金支払移行特約により年金 をお受取になる場合を含みます)	年金の支払 管理等に必要 な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率 ^(*) (*) 年金の支払管理等に必要 な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年 の費用をT & D フィナンシャル生命が 定めます。なお、年金 の支払管理等に必要 な費用は年金支払開始 日に定める率を用いる ため、ご契約時には 定まっておりません。 また、年金の支払 管理等に必要 な費用は将来変更 される可能性があります。																								

- 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。
- 本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されています「連動通貨」を「運用通貨」として、「介護認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しています。

【募集代理店】

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

<https://www.tdf-life.co.jp>